

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年6月29日	
【会社名】	住友林業株式会社	
【英訳名】	Sumitomo Forestry Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	取締役社長 市川 晃	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	
【電話番号】	03 (3214) 2250	
【事務連絡者氏名】	総務部長 角元 俊雄	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	
【電話番号】	03 (3214) 2250	
【事務連絡者氏名】	総務部 グループマネージャー 蜂屋 恭弘	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	52,803,100円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	住友林業株式会社 大阪営業部 (大阪市北区中之島二丁目2番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	31,300株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役(社外取締役を除きます)及び執行役員(取締役を兼務している執行役員を除きます)に対して、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えると同時に、株式報酬型ストックオプションに比して、割当時から株式を保有することで株主の皆様との価値の共有を早期に実現することを目的として、平成30年5月11日開催の当社取締役会及び平成30年6月22日開催の当社第78期定時株主総会において導入することが決議された「譲渡制限付株式報酬制度」(以下「本制度」といいます)に基づき、平成30年6月29日開催の当社取締役会決議により行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式の発行は、本制度に基づき、当社第78期定時株主総会から当社第79期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として、割当予定先である当社の取締役8名(社外取締役を除きます)及び執行役員12名(取締役を兼務している執行役員を除きます)(以下総称して「割当対象者」といいます)に対して支給された金銭報酬債権を現物出資の方法で給付させることにより行われるものです。また、当社は、割当対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

譲渡制限期間

平成30年7月20日～平成60年7月19日

上記に定める譲渡制限期間(以下「本譲渡制限期間」といいます)において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

退任時の取扱い

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した場合には、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」といいます)を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点(以下「期間満了時点」といいます)をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した場合には、平成30年7月から割当対象者が当社の取締役及び執行役員のいずれも退任した日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とします)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、本割当株式のうち、期間満了時点において本項の定めに基づく譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	31,300株	52,803,100	26,401,550
一般募集			
計(総発行株式)	31,300株	52,803,100	26,401,550

- (注) 1. 第1 [募集要項] 1 [新規発行株式] (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は26,401,550円です。
3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、割当対象者に対する当社第78期定時株主総会から当社第79期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式を割り当てるために支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役：8名(1) 当社の執行役員：12名(2)	31,300株	52,803,100円	当社第78期定時株主総会から 当社第79期定時株主総会までの 期間分

- 1 社外取締役を除きます。
- 2 取締役を兼務している執行役員を除きます。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,687	843.5	100株	平成30年7月19日		平成30年7月20日

- (注) 1. 第1 [募集要項] 1 [新規発行株式] (注) 1. 「募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき、特定譲渡制限付株式を割当対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4. 本株式発行は、本制度に基づき、当社の取締役(社外取締役を除きます)及び執行役員(取締役を兼務している執行役員を除きます)に対する当社第78期定時株主総会から当社第79期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式を割り当てるために支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
住友林業株式会社 本社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 譲渡制限付株式を割り当てるために支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	340,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資によるものであり、現金による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、有価証券届出書作成費用等であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本株式発行は、金銭以外の財産の現物出資によるものであるため、手取額はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第78期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月22日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年6月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成30年6月25日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年6月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年6月29日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

住友林業株式会社 本社
(東京都千代田区大手町一丁目3番2号)
住友林業株式会社 大阪営業部
(大阪市北区中之島二丁目2番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。